

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
瀧上工業株式会社	愛知県 半田市	平成28年11月10日から平成29年2月9日(3か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項、別表第2第2号(贈賄)及び第8号(競売入札妨害)	当該業者の営業副本部長兼東京支店長ら社員3名が、三重河川国道事務所発注工事に絡み、予定価格などの教示を受けるため、同事務所工務第二課長に対し、飲食接待を供与したとして、贈賄などの容疑で、平成28年9月30日、愛知県警に逮捕され、同年10月21日、贈賄などの罪で名古屋地方検察庁に起訴された。このため、工事の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第2号及び第8号

指名停止要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が愛知県、岐阜県及び三重県の区域内の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ロ 一般等役員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>8 有資格業者の一般役員等及び使用人が愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から2か月以上12か月以内</p>